

福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）交付要領

（趣旨）

第1条 福井県の交付する医療機関等における物価高騰対策にかかる支援金（以下「支援金」という。）については、この要領の定めるところによる。

（目的）

第2条 原油価格高騰および物価高の影響により、経営に大きな影響が生じている病院、診療所（健康保険法第65条第1項に基づく指定を受けている病院、診療所に限る）、歯科技工所（保健医療機関からの委託等を受けて歯科技工を行っている施設）、施術所（受領委任取扱施設に限る）、助産所、薬局（健康保険法第65条第1項に基づく指定を受けている薬局に限る）（以下「医療機関等」という。）に対し、光熱費高騰相当分および食材料費の物価高騰の影響額相当分を支援することにより、事業者の経営の安定化および地域に不可欠なサービスの安定した提供につなげる。

（支援金の給付）

第3条 支援金は、県内の医療機関等に支援する。

2 支援金の金額は、別表のとおりとする。

（支援金の申請等）

第4条 支援金の給付を受けようとする場合、医療機関等は、あらかじめ指定する期日までに交付申請書（様式第1号）、その他知事が必要と認める書類を福井県の指定する委託事業者を通じて、福井県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

（申請の受付開始日及び期限）

第5条 支援金の申請受付開始日は、令和8年2月12日とし、令和8年3月6日までに申請しなければならない。

（給付の決定）

第6条 知事は、医療機関等から第4条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに支援金の給付を決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するとともに、支援金を給付する。

（支援金の給付等に関する周知等）

第7条 知事は、福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）交付事業の実施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による医療機関等への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、医療機関等から第5条に定める申請の期限までに第4条の規定による申請が行われなかった場合は、給付対象者が支援金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が第6条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、福井県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 知事は、支援金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者または偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けた者に対して、給付を行った支援金の返還を求める。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第10条 支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要領の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

【別表】

対象施設	光熱費支援額	食材料費支援額
・病院	病床数（※）×8, 250円 ただし、最低18, 750円	病床数（※）×3, 600円
・有床診療所（医科）	病床数（※）×8, 250円 ただし、最低18, 750円	病床数（※）×3, 600円
・無床診療所	18, 750円／施設	
・歯科診療所	18, 750円／施設	
・歯科技工所	18, 750円／施設	
・施術所	18, 750円／施設	
・助産所	分娩取扱あり 療養ベッド×8, 250円 ただし、最低18, 750円／施設	
	分娩取扱なし 18, 750円／施設	
・薬局	18, 750円／施設	

※ 市町立病院・診療所は除く

※ 病床数は、令和8年1月1日時点の許可病床から、令和8年1月～3月の間、一度も入院患者を収容しなかった病床を除く（予定を含む）